

地域建設業経営強化融資制度が**拡充・延長**されました。

1 制度の目的及び特徴

(目的)

この制度は、中小・中堅元請建設事業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め、流動化を促進することにより、建設業の金融の円滑化を推進することを目的としています。

(特徴)

- 受注者(元請事業者)は、(株)建設経営サービス(東日本建設業(株)100%子会社)への工事請負代金債権の譲渡について発注者である茅ヶ崎市から承諾を受け、
- (1) 工事の出来高部分について、(株)建設経営サービスから融資を受けることができます。
 - (2) 工事の出来高を超える部分については、東日本建設業保証(株)の保証を受け金融機関から融資を受けることができます。

2 対象となる建設業者

茅ヶ崎市が発注した工事を受注している中小・中堅元請建設事業者
(資本金20億円以下又は従業員数が1,500人以下の元請建設事業者)

3 対象工事

茅ヶ崎市が発注した工事で出来高が2分の1以上の工事
(対象外工事)

- (1) 茅ヶ崎市公共工事低入札価格調査取扱要領に基づく低入札価格調査を行った工事
- (2) 履行保証を付した物のうち、茅ヶ崎市が役務保証を必要とする工事
- (3) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事(前年度からの繰越工事で年度内終了見込み工事を除く。)
- (4) 債務負担行為等に係る工事(最終年度で年度内終了見込み工事を除く。)
- (5) 継続費を設定した工事(最終年度で年度内終了見込み工事を除く。)
- (6) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (7) その他、建設事業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

4 債権譲渡先

(株)建設経営サービス

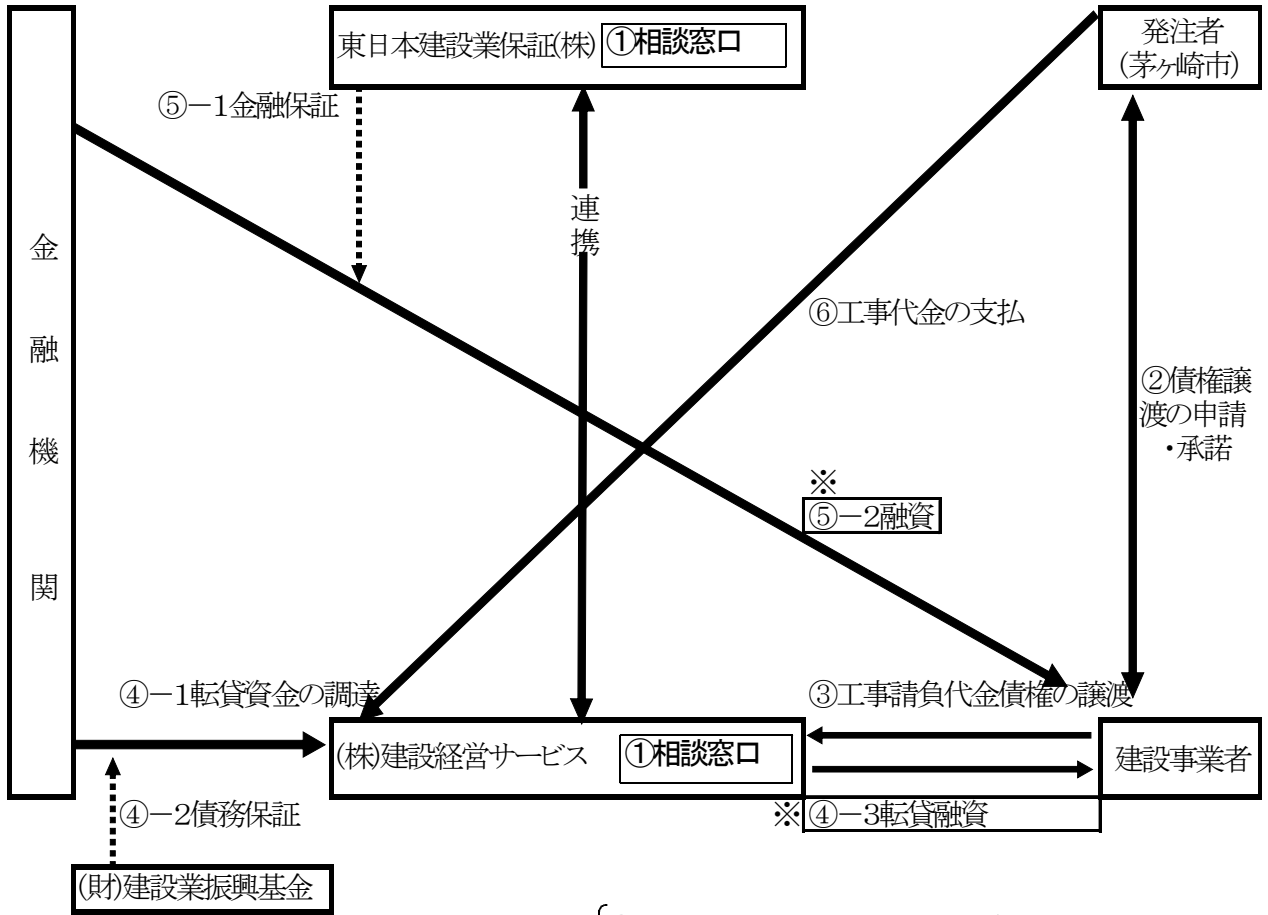
※ 今後、債務保証を行う(財)建設業振興基金が認めた場合に、事業協同組合等又は民間事業者が追加されることもあります。

5 実施時期

平成21年1月8日から**平成24年3月末まで**

※制度の概要についてはこちら <http://www.mlit.go.jp/common/000030025.pdf> (国土交通省ホームページ) をご参照ください。

6 手続きの流れ



※ ④-3 出来高部分に対応する融資
 ※ ⑤-2 出来高を超える部分に対応する融資

〔説明〕

- ① 融資を希望する建設事業者は、東日本建設業保証(株)、(株)建設経営サービスのいずれかに相談します。
- ② 建設事業者は、発注者である茅ヶ崎市へ債権譲渡の申請を行います。
茅ヶ崎市は適切であると認めた場合は、承諾します。
- ③ 建設事業者は、(株)建設経営サービスへ工事請負代金債権の譲渡を行います。
- ④ (株)建設経営サービスは、財建設業振興基金の債務保証により、金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について建設業者に融資します。
- ⑤ 金融機関は、工事の出来高を超える部分について、東日本建設業保証(株)の金銭保証により、建設業者に融資します。
- ⑥ 茅ヶ崎市は、工事完成後、債権譲渡先である(株)建設経営サービスに工事代金を支払います。

※ 具体的な申請方法等は、茅ヶ崎市地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領をご覧ください。